

2023年11月8日

臨床工学技士を支援する議員連盟

会長 衆議院議員 加藤 勝信 様

公益社団法人日本臨床工学技士会
理事長 本間 崇

日本臨床工学技士
理事長 肥田 泰幸



臨床工学技士の活用推進等に関する要望書

この度、臨床工学技士法の改正を含む「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の成立、集中治療室等における臨床工学技士の配置に対する診療報酬による評価等、多大なるご尽力を賜り、心より感謝いたします。

医療提供体制の確保のために臨床工学技士をさらに活用いただくよう、下記の3点について要望します。

記

1. 医療機器が使用される環境下での安全対策等の推進について

1-1. 手術室：臨床工学技士の常駐配置

手術室においては高度複雑化する医療機器に加え、昨今では医療情報まで連結したシステム化が進行しており、サイバーセキュリティ対策を含めたトラブル時の迅速かつ適切な対応が求められている。

他方、医師の働き方改革に向けて、スコープオペレータや器械出し、麻酔医の補助など、臨床工学技士による診療補助行為等の推進が臨床工学技士法等改正や局長通知により明示され、現在、医療現場への実装に取り組んでいるところである。

臨床工学技士の手術室への常駐は、医療機器の包括的な安全の向上と医療スタッフの業務負担軽減につながるものと確信する。

1-2 在宅医療：「退院時共同指導料1および2」の職種に臨床工学技士を追記

近年、慢性呼吸不全患者や医療的ケア児等の増加により、自宅等の療養の場において人工呼吸器をはじめとする医療機器の使用が増しており、第8次医療計画の策定にあたり重要な観点として在宅医療が掲げられている。しかし、臨床工学技士の在宅医療への関わりは多くはないのが現状である。

退院前に臨床工学技士が、患者および家族等に対して医療機器の使用方法やトラブルシューティング、災害時の対応（代替医療機器や非常時電源の確保も含む）などに関する指導・説明を行うこと、患者宅を訪問して療養環境（医療機器を使用する環境）を整備することにより、在宅医療における医療機器の安全性が向上するとともに、患者本人およびケアを担う家族や医療スタッフの負担も軽減できるものと考える。

2. 地域医療介護総合確保基金の活用推進について

医師の働き方改革におけるタスク・シフト／シェアの議論により、2021年の臨床工学技士法等が改正され、現在、追加された業務を実施するために「臨床工学技士の業務範囲追加に伴う厚生労働大臣指定による研修」を開催している（現時点の修了：1.2万人／目標：2.8万人）。

他方、2022年度より地域医療介護総合確保基金の事業区分6について、本研修の受講費用としても活用することが可能とされたが、これまでのところ有効な活用がなされていない。

告示研修の対象である臨床工学技士・臨床検査技師・診療放射線技師、3職種の受講費用として充てられるよう明快な方策を検討いただきたい。

3. 医療機関における臨床工学技士長の配置等について

全国の国立大学病院では臨床工学技士の増員が行われているものの、任期付き職員が2割を占めている、管理職の立場が確立していないなど、処遇の改善が求められている。

昨今、臨床工学技士養成施設においても人口減を背景に定員割れが顕著となっており、このままでは人材不足や他業種への人材流出など、安定した質の高い医療サービス提供の維持が懸念される。

現代医療において臨床工学技士は必要不可欠と自負するが、将来にわたり選ばれる職業としてあり続けるために、賃金や雇用形態の改善、責任あるポストへの配置などを期待する。

以上